

平成22年5月12日

議会議長

山口 幸雄 殿

議会活性化検討会

座長 河野 顕子

議会運営における検討事項について（報告）

議長から諮問されました議会運営における検討事項につきましては、本検討会委員の任期満了に伴い、これまでの審議結果を踏まえ、次期議会活性化検討会への申し送り事項について、次のとおり報告いたします。

〈申し送り事項〉

議会基本条例の制定に向けて、引き続き検討を進めることとした。

なお、今後の条例案の検討に当たっては、次の事項や意見等に留意して協議することとした。

1. 条例案に盛り込むことが望ましい項目や今後十分な議論が必要な課題
  - ・ 議会と執行機関との権能・役割の違い、地域経営会議との関わり
  - ・ (仮称) 市民主体のまちづくり推進条例との位置づけの確認
  - ・ 議会報告会の必要性、藤沢市議会としてのあり方の検討
  - ・ 常任委員会での議員同士の討議・議論の場の設置
  - ・ 市民の議会への参画に関して、陳情・請願提出者からの意見聴取や参考人・公聴会制度を初めとする具体的な取り組みや手法
  - ・ 議長、副議長の選出方法の明確化
  - ・ 議員が行う市長等への口頭による要請に関し、他自治体における「口利き公開条例」の制定状況等も踏まえた取り扱い
  - ・ 会派間の合意形成
  - ・ 反問権の規定
  - ・ 説明責任の規定
  - ・ 調査権の強化
  - ・ 最高規範性
  - ・ 議長の位置づけ
  - ・ 議員の議案等に対する賛否の明確化
  - ・ 議決事件の拡大
  - ・ 議会事務局の組織強化のための体制整備

## 2. 条例制定に向けての各会派からの意見

- ・実効性のある条例制定に向けて、検討会等による短期間での検討だけではなく、まずは議員全員による討議の場を設け、議会として条例の目指す方向性の共通認識を持つ必要がある。
- ・議会基本条例に関しては、多数の先進事例があり、研修会や先進市への視察も行っていることから、十分に中身の濃い議論は可能であると考えため、短期間での検討でもよい。
- ・藤沢市議会にふさわしい独自の条例制定に向けて、まずは前文・基本理念から議論すべきである。
- ・条例案の検討段階での市民の意見聴取については、市民アンケートや議会モニター、さらにはD P（討論型世論調査）、参考人の招致等新手法も取り入れたさまざまな方法で行う。
- ・各条文の文章表現については、その受けとめ方により解釈が異なるため、十分に留意する必要がある。
- ・条例案には、基本的に理念を中心に盛り込み、細部については条例や規則で定めるべきである。

以 上